変動金利定期預金規定

令和７年３月３日改正

〈非自動継続式規定〉

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2.（預金の支払時期等）

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（または通帳）に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（Ｍ型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利　息）

〈単利型〉

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（または通帳）記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（または通帳）とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間利払日数および証書（または通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4)　当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①　預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期日前解約利息」という。）をこの預金とともに支払います。この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×50%

ｂ．1年以上2年未満‥‥‥‥‥‥‥約定利率×70%

Ｂ．預入日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×30%

ｂ．1年以上1年6か月未満‥‥‥‥約定利率×40%

ｃ．1年6か月以上2年未満‥‥‥‥約定利率×50%

ｄ．2年以上3年未満‥‥‥‥‥‥‥約定利率×70%

Ｃ．預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×20%

ｂ．1年以上1年6か月未満‥‥‥‥約定利率×30%

ｃ．1年6か月以上2年未満‥‥‥‥約定利率×40%

ｄ．2年以上2年6か月未満‥‥‥‥約定利率×50%

ｅ．2年6か月以上3年未満‥‥‥‥約定利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

〈複利型〉

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の利率（上記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥ 約定利率×20%

③ 1年以上1年6か月未満‥‥‥‥‥ 約定利率×30%

④ 1年6か月以上2年未満‥‥‥‥‥ 約定利率×40%

⑤ 2年以上2年6か月未満‥‥‥‥‥ 約定利率×50%

⑥ 2年6か月以上3年未満‥‥‥‥‥ 約定利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

〈自動継続式規定〉

4.（自動継続）

(1)　この預金は、証書（または通帳）に記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出て下さい。この申し出があったときは、その預金は満期日以後に支払います。

5.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および3. 1において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

6.（利　息）

〈単利型〉

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（または通帳）記載の中間利払利率（上記5. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間利払日数および証書（または通帳）記載の利率（上記5. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記4（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額をあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③　利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または通帳）とともに提出して下さい。

(2)　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)　債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4)　当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は次のとおり支払います。

①　預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②　預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期日前解約利息」という。）をこの預金とともに支払います。この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

Ａ．預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×50%

ｂ．1年以上2年未満‥‥‥‥‥‥‥約定利率×70%

Ｂ．預入日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×30%

ｂ．1年以上1年6か月未満‥‥‥‥約定利率×40%

ｃ．1年6か月以上2年未満‥‥‥‥約定利率×50%

ｄ．2年以上3年未満‥‥‥‥‥‥‥約定利率×70%

Ｃ．預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ．6か月以上1年未満‥‥‥‥‥‥約定利率×20%

ｂ．1年以上1年6か月未満‥‥‥‥約定利率×30%

ｃ．1年6か月以上2年未満‥‥‥‥約定利率×40%

ｄ．2年以上2年6か月未満‥‥‥‥約定利率×50%

ｅ．2年6か月以上3年未満‥‥‥‥約定利率×60%

(5)　この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

〈複利型〉

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（または通帳）記載の利率（上記5. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記4（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または通帳）とともに提出してください。

(2)　継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3)　債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4)　当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日

の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満･････････････････････ 解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満･････････････ 約定利率×20%
③ 1年以上1年6か月未満･････････ 約定利率×30%
④ 1年6か月以上2年未満･････････ 約定利率×40%
⑤ 2年以上2年6か月未満･････････ 約定利率×50%
⑥ 2年6か月以上3年未満･････････ 約定利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

7.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第8条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金を解約または、書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（または通帳）とともに当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

(2の2) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第３項の保全処分、または民法第909条の２の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座をを解約することができるものとします。

① 取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
Ａ．暴力団
Ｂ．暴力団員
Ｃ．暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
Ｄ．暴力団準構成員
Ｅ．暴力団関係企業およびその関係者
Ｆ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
Ｇ．その他前各号に準ずる者
③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他前各号に準ずる行為

9.（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金となりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ（証書式の場合は、証書と引換えに）当店で返却します。

10.（届出事項の変更、証書（または通帳）の再発行等）

(1)　個人のこの預金の取引において、証書（または通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2)　前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことによりに生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3)　個人以外のこの預金の取引において、証書（または通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4)　証書（または通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（または通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5)　証書（または通帳）を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11.（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)　前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)　前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

12.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条によりほてんを請求することができます。

13.（盗難証書（または通帳）による支払い等）

(1)　個人のこの預金の取引において、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額のほてんを請求することができます。

①　証書（または通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②　当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)　前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「ほてん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらずほてんするものとします。ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫はほてん対象額の 4 分の 3 に相当する金額をほてんするものとします。

(3)　前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、証書（または通帳）が盗取された日（証書（または通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)　第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫はほてんしません。

①　当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②　証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)　当金庫が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第 1 項にもとづくほてんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)　当金庫が第 2 項の規定にもとづきほてんを行った場合に、当該ほてんを行った金額の限度において、当該預金にかかる支払請求権は消滅します。

(7)　当金庫が第 2 項の規定によりほてんを行ったときは、当金庫は、当該ほてんを行った金額の限度において、盗取された証書（または通帳）により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

14.（譲渡、質入れの禁止）

(1)　預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)　当金庫がやむをえないものと認めて、質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務（借入金のほか各種手数料債務、保証債務等を含む。）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印し証書（または通帳）とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務また当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.（規定の変更）

(1)　この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の４の規定に基づき変更するものとします。

(2)　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページ又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)　前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以　上